

1 先端設備等の導入の促進の目標

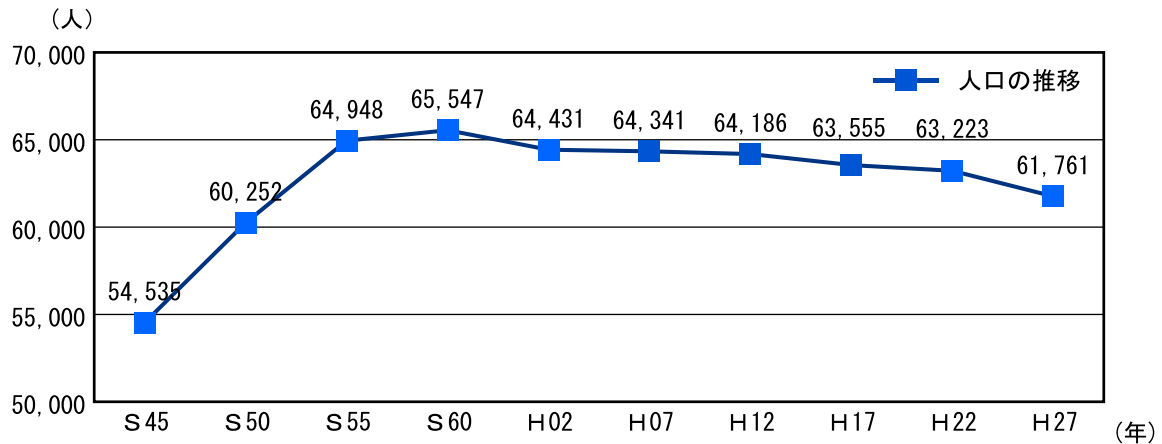
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(人口構造)

本市の人口は、61,761人（平成27年国勢調査）となっています。昭和50年代半ばまでは急激に増加していますが、その後は、緩やかな減少傾向が続いています。

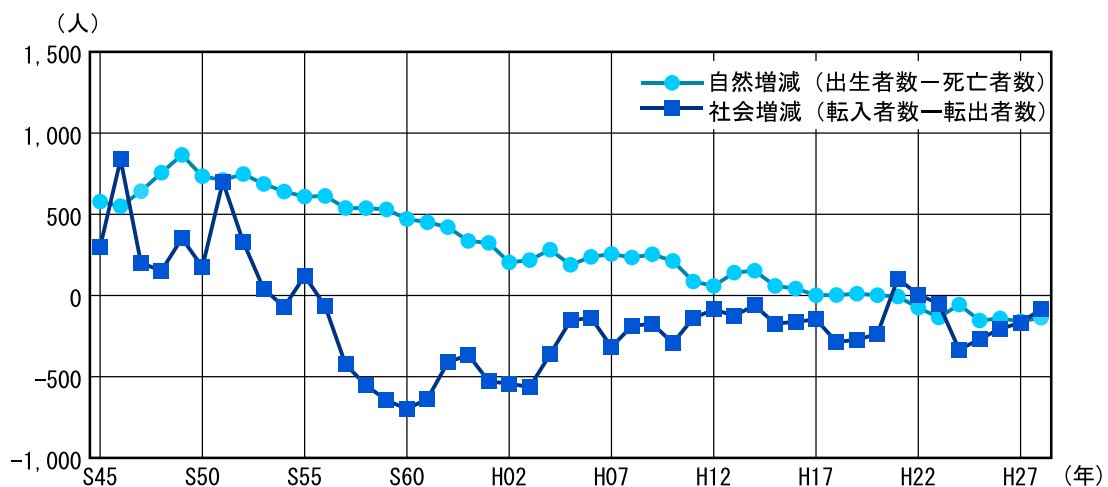
平成17年以降は自然増加がとまり、平成22年以降は自然減少に転じています。

日向市の総人口推移



資料：国勢調査

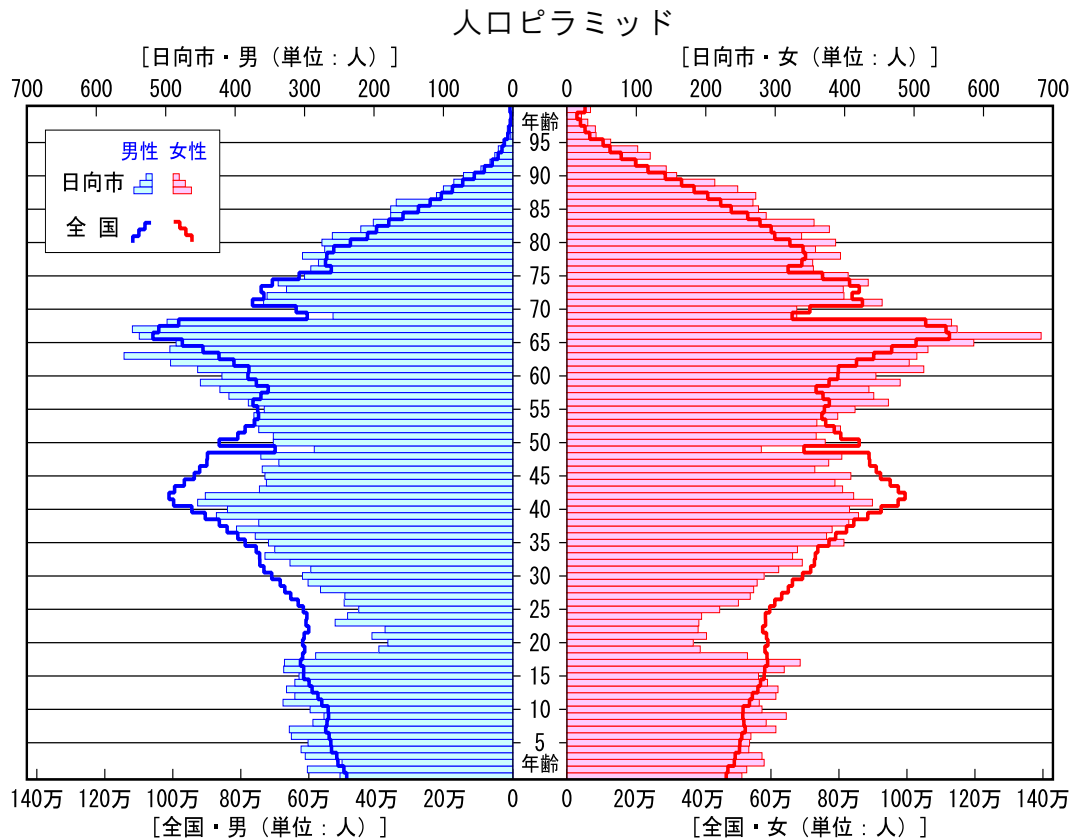
日向市の自然動態人口（出生者数、死亡者数）及び社会動態人口



資料：現住人口調査

本市と全国の人口ピラミッドの形を比較したのを見ると、17歳以下の世代については、男女ともに全国を上回っており、65歳以上の世代は、女性が全国を上回っているものの大きな違いはありません。

しかし、18歳から40歳半ばまでの世代については、全国と比較して著しく少ない状況となっており、大学や高等教育機関がないことや、希望する就職先が少ないため、高校卒業後、進学や就職により市外に転出し、そのまま居住する傾向が高いと推察されます。



資料：国勢調査（平成27年）

（産業構造）

本市産業の特徴は、重要港湾「細島港」を物流の拠点とし、臨海部に製造業や鉱業、木材、化学系などの素材産業が集積していることから、全国及び宮崎県に比べ、第二次産業の割合が高くなっています。

	第一次産業	第二次産業	第三次産業
全国	4.0%	25.0%	71.0%
宮崎県	11.0%	21.1%	67.9%
日向市	7.3% (2,123 人)	29.7% (8,642 人)	63.0% (18,299 人)

資料：平成 27 年国勢調査

また、平成 18 年に合併した旧東郷町地域の山間部においては、豊富な森林資源や農地、水産資源にも恵まれており、農林水産業が営まれています。

特に林業においては、平成 29 年 4 月に林野庁から「林業成長産業化地域」として「宮崎県延岡・日向地域」が選定されました。また、細島工業団地に国内最大規模の製材工場が平成 25 年に立地するとともに、平成 29 年の原木輸出量が全国第 2 位になるなど、産業全体に効果が波及しています。

一方、本市の陸の玄関口である日向市駅周辺においては、郊外型の商業施設が立地する中で、鉄道高架及び区画整理とソフト事業を組み合わせた中心市街地活性化事業を実施することで、飲食業・小売業・卸売業などの支援に取り組んでいます。



(中小企業者の実態)

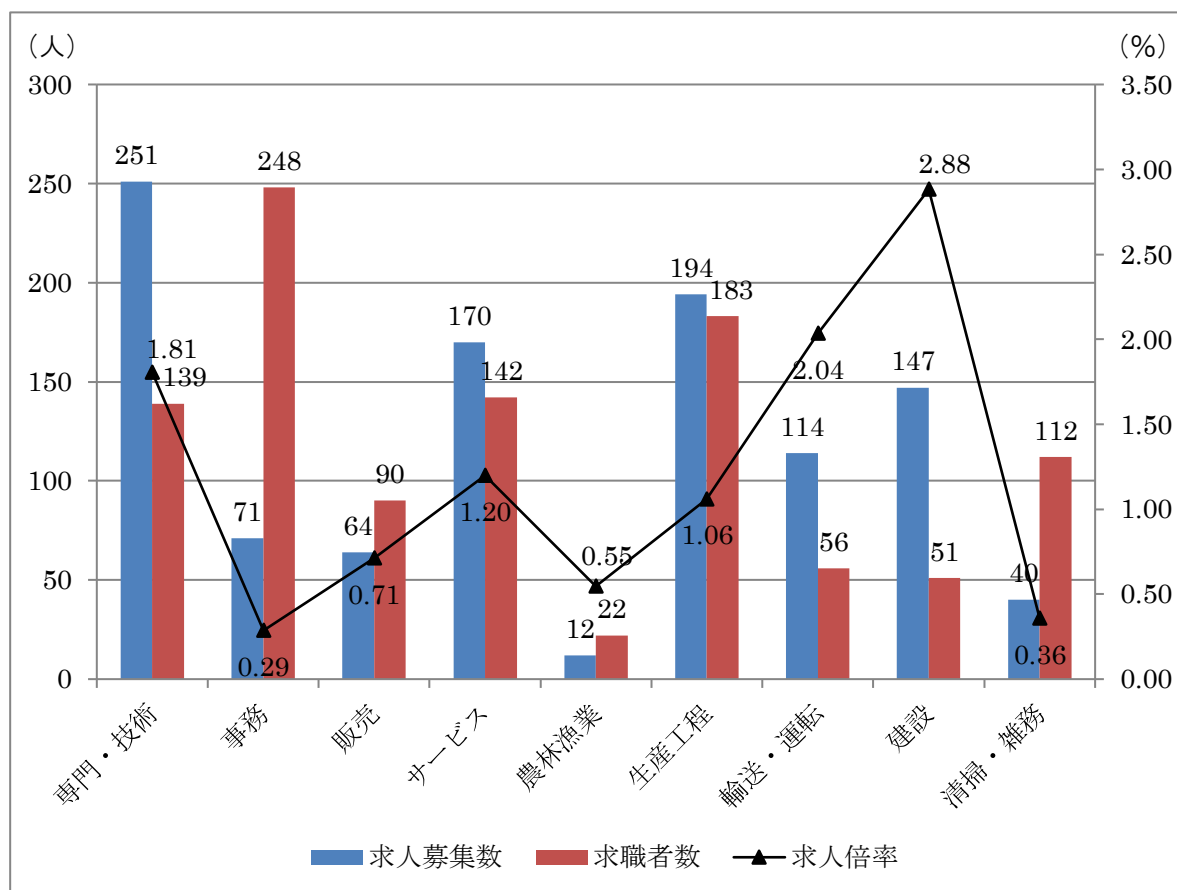
本市における中小企業の課題として「人材育成・確保」、「経営力強化」、「事業承継」、「資金調達」等があげられます。

中小企業においては、社会変化や消費者ニーズに応じた経営が困難な企業が少なくありません。

また、雇用条件等の面から、大企業に比べ人材確保が困難なことや、雇用のミスマッチによる早期離職などもあり、従事者の高齢化が進む中で、若手従事者の育成・確保、技術・ノウハウの継承、後継者不足等も相まって事業所数は減少傾向にあります。

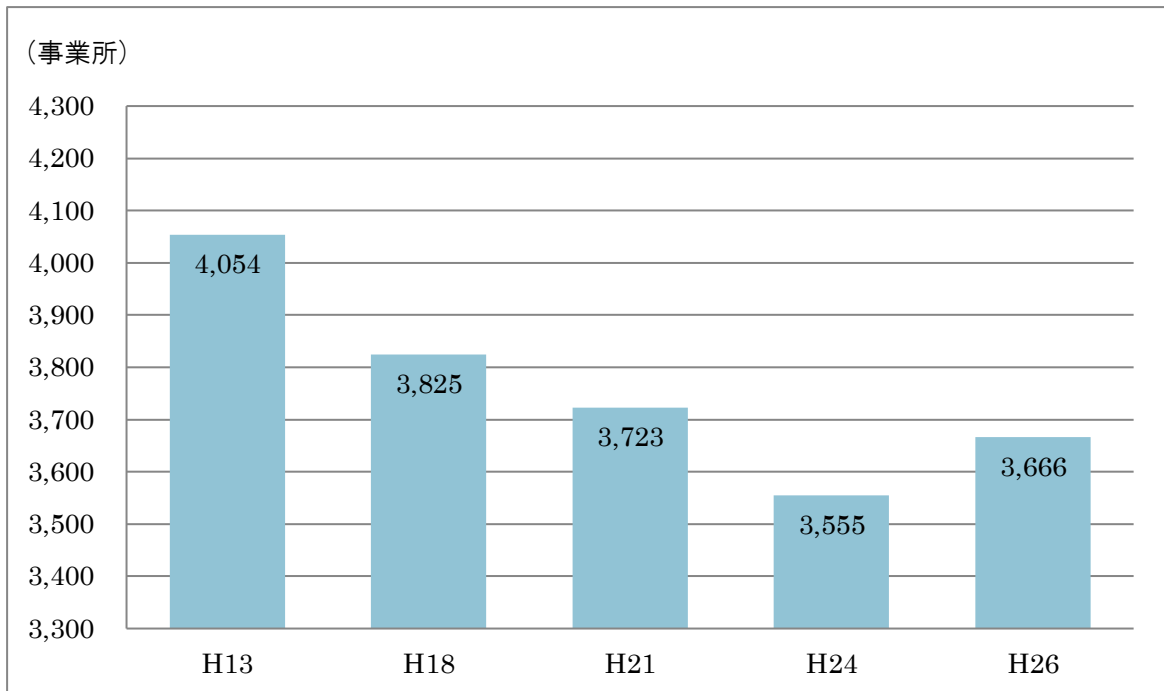
こういった現状から、積極的な設備投資ができるのは、一部の企業のみとなっています。

求人求職バランスシート（常用フルタイム）



資料：平成30年3月度ハローワーク日向

日向市内の事業所数の推移



資料：経済センサス

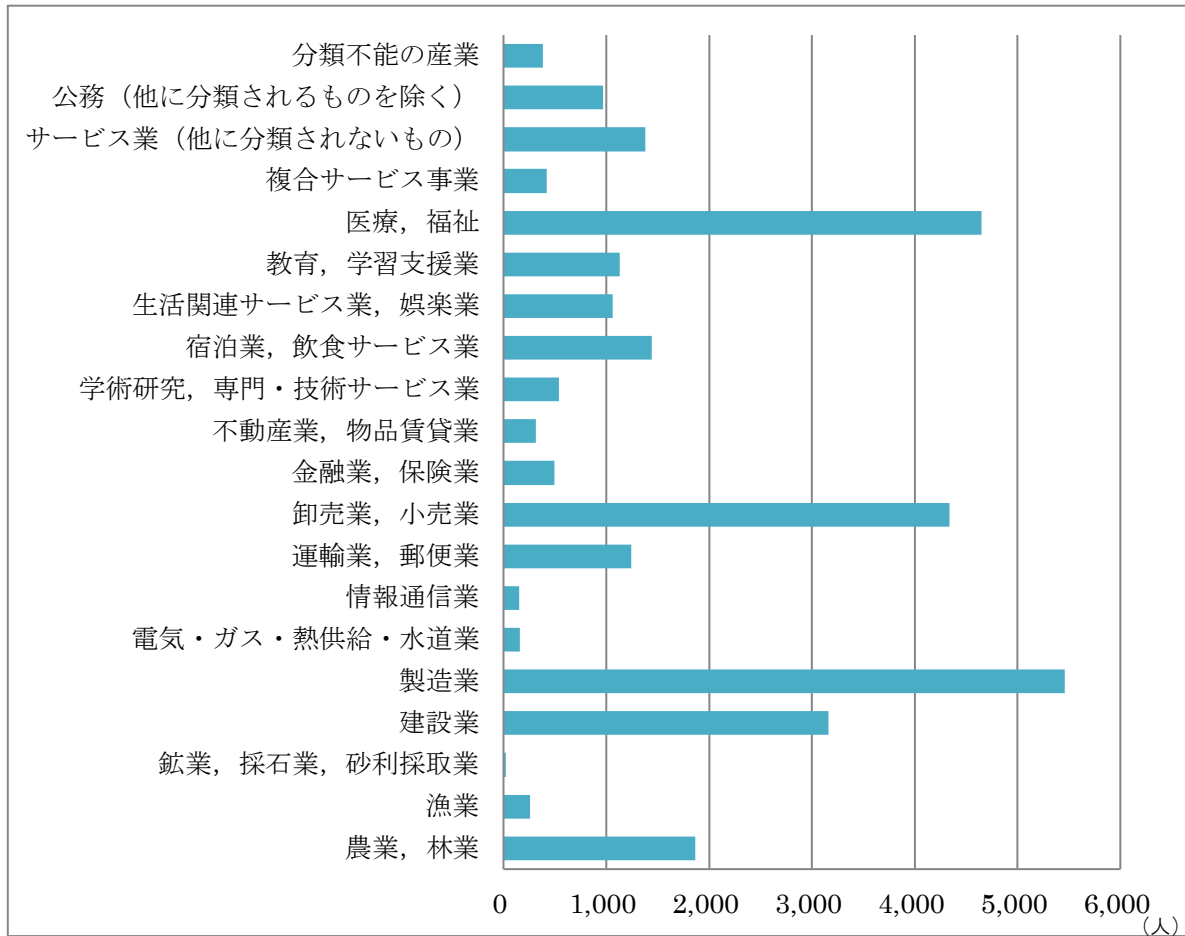
(本市の産業振興の方向性)

本市の産業は、就業人口の内訳で見ると、上位から順に①製造業②医療・福祉③卸売業・小売業④建設業⑤農業・林業となっており、多岐にわたって地域経済を支えていることが分かります。

しかし、本市の中小企業は前述したような課題を抱えながら、人口減少による国内の消費低迷や経済のグローバル化などの影響も受け、厳しい経営状況が続いています。

このような中、中小企業の経営基盤の強化や消費者ニーズに対応した商品やサービス内容の向上を図る必要があることから、中小企業ならではの強みや創造、挑戦を支援するため、労働生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に講じます。

日向市の業種別就業人口



資料：平成 27 年国勢調査

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定にもとづく基本計画を策定し、中小企業者の設備投資を促します。

目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均 3% 以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

広く中小企業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定めるすべてとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画においての対象地域は本市全域とします。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が本計画を同意した日から5年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年、4年または5年とし、認定をうける事業所がいずれかの期間を選択できるものとします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 当該先端設備等導入計画が人員削減を目的とした計画と認められる場合は、認定の対象となりません。
- ② 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者が計画する事業は、認定の対象となりません。
- ③ 当該先端設備導入計画または申請者の事業活動が、不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるようなものであると認められる場合は、認定の対象となりません。
- ④ 市税及び国民健康保険税を滞納しているものが計画する事業は、認定の対象となりません。
- ⑤ 単に敷地に設置し、主に売電を目的とした太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨にそぐわないため、認定の対象としません。

- ⑥ 認定後であっても、計画期間中の事業実施状況や経営状況等において、本配慮事項①から⑤に記載する事項に該当すると判断される場合は、当該認定の取消または撤回の対象となることがあります。